

公 告

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（設計）に関する基本協定の締結について

次のとおり公告します。

令和3年1月27日

九州地方整備局

遠賀川河川事務所長 柄沢 祐子

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定名

遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（設計）に関する基本協定

(2) 基本協定の目的

この協定は、遠賀川河川事務所の直轄管理区間、又は「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）において発生した災害対策の業務（設計）に関し、これに必要な組織、災害調査の能力等の確保を定め、災害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

(3) 基本協定区間

遠賀川河川事務所管内の遠賀川水系直轄管理区間を基本とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは応援対策本部長（九州地方整備局長）等から出動要請があった場合は、協定締結者の同意を得たうえで、遠賀川河川事務所の直轄区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）で業務を実施するものとする。

(4) 基本協定期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

なお、本協定は継続される場合がある。

(5) 基本協定締結業者の選定については、地域の精通度、業務実績、災害調査の能力から総合的に評価して決定する。

(6) 基本協定の継続について（令和4年度以降の協定手続き）

① 令和4年度以降の「遠賀川河川事務所管内における災害時等応急対策業務（設計）に関する基本協定」は、協定締結者の継続希望及び遠賀川河川事務所が実施する継続審査の結果を踏まえて協定を継続することができる。

② 令和3年度に基本協定を締結している者が、基本協定の継続を希望する場合には、協定期間満了前の2月1日（令和4年度の場合は令和4年2月1日）までに、2. 基本協定締結のために必要な要件の確認、及び協定説明書に示す評価項目と評価基準により評

価を行うため、協定説明書に示す様式を担当部局に提出することにより、基本協定継続の意思があるものと見なす。

- ③ 令和4年度以降も新規協定締結希望者の募集を行う。
 - ④ 新規希望者と継続希望者が多数の場合には、提出された資料を評価し、継続できないこともある。この場合、令和4年度の基本協定締結者、非締結者への決定通知の期日に連絡する。
 - ⑤ 継続・新規協定締結に選定された者については、遠賀川河川事務所のホームページにて協定書有効期限とともに公表することとする。
- (7) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。
- なお、業務内容は災害申請資料作成全般とするが、災害復旧箇所の工事のための設計まで含むこともある。
- (8) 基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないこととする。
- (9) 基本協定（案）は、別添－1のとおりである。

2. 基本協定締結のために必要な要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第98条において準用する第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていること。
九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を令和3年4月1日時点において受けていること。
なお、令和3年4月1日時点において認定されていない者との締結は、基本協定締結のために必要な要件を満たさない者との締結として、当該協定を無効とする。
また、基本協定締結後に一般競争（指名競争）参加資格を失効したときは、失効した日をもって当該協定を無効とする。
- (3) 協定締結参加申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から基本協定締結日までの期間に、九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 九州地方整備局の管轄区域（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県又は鹿児島県）内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成21年度以降公告日までに福岡県内で完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）のうち、国、県または市町村等が発注した契約金額100万円以上の河川に関する設計業務、災害時等における発注者の支援業務いずれかの実績があること。

なお、国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。

- (7) 平成30年度以降公告日までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の平均業務評定点が60点以上であること。

ただし、評定通知を受けていないため業務成績を評価できない場合、又は100万円以上の国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注業務（港湾空港関係を除く）の実績がない場合は、この限りではない。

- (8) 基本協定に基づく緊急業務に対応する体制として、次に掲げる基準のいずれかを満たす技術者を早急に配置できること。

- ・技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・技術士（建設部門）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・国土交通省登録技術者資格（施設分野：河川・ダム—業務：計画・調査・設計）
- ・RCCMの資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者
- ・土木学会認定技術者（特別上級、上級、1級）

3. 基本協定締結に関する事項等

- (1) 協定説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。
- (2) 基本協定締結者については業務実績、災害調査の能力、緊急時の体制、地域精通度等を総合的に勘案して決定する。
- (3) 基本協定締結者、非締結者への決定通知の期日については、令和3年3月10日（水）を予定している。
- (4) 基本協定締結の期日については、令和3年3月26日（金）を予定している。

4. 基本協定締結に関する手続等

- (1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 工務課

工務課長（内線311）、専門官（内線509）

電話 0949-22-2035 FAX 0949-22-1855

- (2) 協定説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間：令和3年1月27日（水）から令和3年2月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。

②交付場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀一丁目1番1号

国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 工務課

③交付方法：手渡しにより交付する。（※遠賀川河川事務所HPより入手できます。）

- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和3年1月27日（水）から令和3年2月10日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時00分まで。

②提出場所：上記（２）に同じ

③提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

5. その他

（１） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 関連情報を入手するための照会窓口 4.（１）に同じ。

（３） 申請書に虚偽の記載をした場合においては、申請書を無効とする。

（４） 申請書の作成要領、評価及び決定方法等の詳細については、協定説明書による。